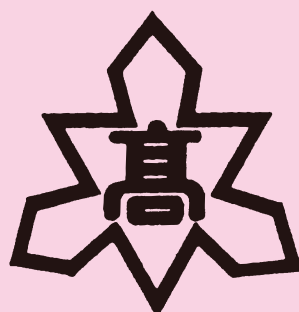
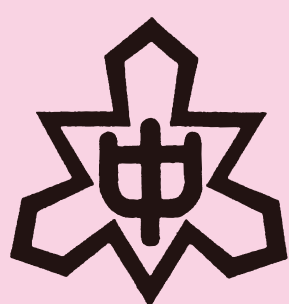


2 0 2 5

誠進(中高一貫)コース

スクールガイド



学校法人 大牟田学園

大 牟 田 中 学 校

大 牟 田 高 等 学 校

目 次

綱領・校歌	1
建学の精神・教育方針・学校教育目標	2
校 時	4
教育課程	5
進路指導6ヵ年計画表	7
模擬試験日程	8
公開模試日程	9
大牟田中学校 諸規定の概要	
学習評価・進級基準	10
欠席等の届け出について・生徒会組織	11
生徒心得について	12
生徒懲戒規定に関する申し合わせ事項	13
大牟田高等学校 諸規定の概要	
学習用タブレットについて	14
生徒会規約	15
生徒心得	21
運転免許取得についての申し合わせ事項	26
教務規定の概要	27
保健室利用心得	31
図書館規程	32
大牟田学園中高一貫コースの名称について	33

綱 領

正 友 誠
義 愛 実

校 歌

作詞 頓田元穂
作曲 古関裕而

一、興隆の色鮮やかに

清新の意気漲りて

朝日たださす甍にも

希望の光燦として

平和を讃え日に学ぶ

わが学舎に誇りあり

二、理想の岸はいや遠く

逆巻く波は荒ぶとも

正義友愛誠実の

真舵しゝぬきひたぶるに

文化の萃をかざすべく

直なる潮路渡らなむ

三、歴史は遠し二千年

不知火燃ゆる有明や

天ぞ、り立つ霊木の

栄えし昔君知るや

真に意気あり力あり

見よ若人の躍進を

1. 建学の精神

知育、徳育、体育の調和のとれた全人教育を実践し、社会の一隅を照らす人材を育成する。

2. 教育方針

建学の精神の下、時代の要請に応える教育の実践により人格の完成を目指し、平和で民主的な国家社会の形成者にふさわしい資質を備え、学園三綱領の精神に生きる、心身ともに健康な人間に育て上げたい。

1. 冷厳な科学的理知、健全な身体、温雅な人間的情意と道徳心とを兼ね備えた強く豊かな人格を形成する。
2. 個性を活かした職業観を育み、国民文化の向上と人類福祉の増進とに寄与しようとする信念を啓培する。
3. 伝統と文化を尊重し日本と郷土を愛するとともに他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与できる人材を育成する。

3. 学校教育目標

1. 真理を探究する心に富み、健全な身体と強く豊かな心をあわせ持つ生徒を育成する。

- ア 勉学に真剣に取り組み、向上心にあふれる生徒を育てる。
- イ 授業、部活動や学校行事を通じて、協調性と責任感の涵養、健全な身体の育成に努める。
- ウ 自然や生命を大切にし、強く優しい心、たくましく生きる力を持つ生徒を育てる。

2. 自らを活かす職業観を身につけ、文化の振興や福祉の心を大切にする生徒を育成する。

- ア 日々の研鑽を通し、夢と希望にあふれ、社会に貢献する生徒を育成する。
- イ 自分の考えや感じたことを的確に表現できる力を育てる。
- ウ 思いやりの心を持ち、相手の立場を理解して行動できる生徒を育てる。

3. 我が国の伝統や文化、国や郷土を愛し、国際的な視野を持つ生徒を育成する。

- ア ルールを守り、挨拶を大切にする生徒を育てる。
- イ 伝統文化にふれあう機会を確保し、我が国の文化に対する知識を深める。
- ウ 語学教育や異文化体験を通じて、地球的視野と国際人たる素養を身につけた生徒を育成する。

1. 建学の精神

知育、徳育、体育の調和のとれた全人教育を実践し、社会の一隅を照らす人材を育成する。

2. 教育方針

建学の精神の下、時代の要請に応える教育の実践により人格の完成を目指し、平和で民主的な国家社会の形成者にふさわしい資質を備え、学園三綱領の精神に生きる、心身ともに健康な人間に育て上げたい。

1. 冷厳な科学的理知、健全な身体、温雅な人間的情意と道徳心とを兼ね備えた強く豊かな人格を形成する。
2. 個性を活かした職業観を育み、国民文化の向上と人類福祉の増進とに寄与しようとする信念を啓培する。
3. 伝統と文化を尊重し日本と郷土を愛するとともに他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与できる人材を育成する。

3. 学校教育目標

1. 人としての在り方、生き方の育成を図る。

- ア 自己の課題解決にあたり、その是非の根幹をなす正義感の涵養に努める。
- イ 自治活動の推進により連帯感を育み、敬愛と協力を重んずる友愛の心を育む。
- ウ 自他の生命尊重に基づく言動を心がける誠実な態度を養う。

2. 人類の福祉に貢献する態度を育て、職業選択に生かせるよう支援する。

- ア キャリア教育を通して、自ら道を切り拓く基礎学力の定着を図る。
- イ 各種の資格取得を奨励するとともに、個性豊かで健康な人材の育成に努める。
- ウ 伝統と文化を尊重する態度を養い、平和と発展に寄与する精神の涵養を図る。

3. 視野の広い社会性を培い、国際社会に貢献できる人材の育成を図る。

- ア 他国および自国の伝統や文化について、生涯を通して自ら学ぶ意欲と態度を養う。
- イ 個人の価値観を尊重し合い協調を図ることにより、国際理解を深化させる。
- ウ 国際人として地球環境の保全に寄与する態度を育み、エコロジーへの推進を図る。

校 時

中 学 校

月 曜 日 ～ 金 曜 日		土 曜 日	
朝学・朝の会	8：30 ～ 8：55	朝学・朝の会	8:30 ～ 8:55
1 限 目	9：00 ～ 9：50	1 限 目	9:00 ～ 9:50
2 限 目	10：00 ～ 10：50	2 限 目	10:00 ～ 10:50
3 限 目	11：00 ～ 11：50	3 限 目	11:00 ～ 11:50
4 限 目	12：00 ～ 12：50	4 限 目	12:00 ～ 12:50
昼 休 み	12：50 ～ 13：30	掃 除	12:50 ～ 13:10
5 限 目	13：30 ～ 14：20	帰りの会	13:10 ～ 13:20
6 限 目	14：30 ～ 15：20	部 活 動	14:00 ～
掃 除	15：20 ～ 15：40	下 校 時 間	16:30
7 限 目	15：40 ～ 16：30	※原則、第2・4土曜日は休日	
帰りの会	16：30 ～ 16：40		
部 活 動	16：40 ～		
補 習	16：40 ～		
下 校 時 間	夏 18:40 中間期 18:20 冬 18:00 (4月～9月)(10月・3月)(11月～2月)		

朝 学	放 課 後
読 書	ク ラ ブ 活 動
テ ス ト	補習(対象者のみ)・クラブ活動

高 校

月 曜 日 ～ 金 曜 日		土 曜 日	
朝学・朝の会	8：30 ～ 8：55	朝学・朝の会	8:30 ～ 8:55
1 限 目	9：00 ～ 9：50	1 限 目	9:00 ～ 9:50
2 限 目	10：00 ～ 10：50	2 限 目	10:00 ～ 10:50
3 限 目	11：00 ～ 11：50	3 限 目	11:00 ～ 11:50
昼 休 み	11：50 ～ 12：30	4 限 目	12:00 ～ 12:50
4 限 目	12：30 ～ 13：20	掃 除	12:50 ～ 13:10
5 限 目	13：30 ～ 14：20	帰りの会	13:10 ～ 13:20
6 限 目	14：30 ～ 15：20	※原則、第2・4土曜日は休日	
掃 除	15：20 ～ 15：40		
7 限 目	15：40 ～ 16：30		
帰りの会	16：30 ～ 16：40		
部 活 動	16：40 ～		
SKILL 講 座	16：40 ～		
自主学習会	～ 20：00		

教 育 課 程

令和7(2025)年度 大牟田中学校入学生(29期生) 教育課程表(年間の授業時数)

	大牟田中学校				学習指導要領(平成24年度以降)			
教 科	中学 1 年	中学 2 年	中学 3 年	合計	中学 1 年	中学 2 年	中学 3 年	合計
国 語	210	175	245	630	140	140	105	385
社 会	105	105	140	350	105	105	140	350
数 学	210	210	210	630	140	105	140	385
理 科	140	175	140	455	105	140	140	385
音 楽	53	52	35	140	45	35	35	115
美 術	52	53	35	140	45	35	35	115
保 健 体 育	105	105	105	315	105	105	105	315
技 術・家 庭	70	70	35	175	70	70	35	175
外 国 語 (英 語)	245	245	245	735	140	140	140	420
道 徳	35	35	35	105	35	35	35	105
総 合 的 な 学 習 の 時 間	70	70	70	210	50	70	70	190
特 別 活 動 (学級活動)	35	35	35	105	35	35	35	105
総 授 業 数	1330	1330	1330	3990	1015	1015	1015	3045

教科の中で行われている特別な活動(授業)	中学3年で高校の内容の一部を行う科目
国 語……「書写」も行う 社 会……「調べ学習」を随所に取り入れる 数 学……「計算テスト」を日常的に行う 理 科……「実験」を多く取り入れ、医歯薬コース入学への準備を行う 英 語…… ALT による「英会話」を週1時間行う	国 語……「言語文化(古典の基礎)」 数 学……「数学 A」 理 科……「化学基礎」

令和5・6・7年度 大牟田高等学校普通科誠進(中高一貫)コース入学生(24・25・26期生)教育課程表

教科等	科目	標準 単位数	高校1年		高校2年			高校3年			合計		
			文・理Ⅰ型	理Ⅱ型	文型	理Ⅰ型	理Ⅱ型	文型	理Ⅰ型	理Ⅱ型	文型	理Ⅰ型	理Ⅱ型
国語	現代の国語	2	3	2							3	3	2
	言語文化	2	3	3							3	3	3
	論理国語	4			3	3	2	4	3	2	7	6	4
	文学国語	4											
	古典探究	4			4	3	2	4	3	2	8	6	4
地理	地理総合	2			2	3	3				2	3	3
歴史	地理探究	3							4	4		4	4
	歴史総合	2	2	2							2	2	2
	日本史探究	3			3				4	4	3	4	4
	世界史探究	3			3				4	4	3	4	4
	※地歴探究	－						4			4		
公民	公共	2			2	2	2				2	2	2
	倫理	2											
	政治・経済	2						3			3		
数学	数学Ⅰ	3	3	3							3	3	3
	数学Ⅱ	4			4	4	4				4	4	4
	数学Ⅲ	3							5	5		5	5
	数学A	2	3	3							3	3	3
	数学B	2			3	3	3				3	3	3
	数学C	2						3	3	3	3	3	3
	※数学探究	－						4			4		
理科	物理基礎	2	3	2							3	3	2
	物理	4				4	4		4	4		4	4
	化学基礎	2		2	2	3					2	3	2
	化学	4					3		4	4		4	7
	生物基礎	2	2	2							2	2	2
	生物	4			2	4		2	4	4	4	4	4
	※理科探究	－					2	2		2	2		4
保健	体育	7～8	3	3	2	2	2	2	2	2	7	7	7
体育	保健	2	1	1	1	1	1				2	2	2
芸術	音楽Ⅰ	2	2	2							2	2	2
	美術Ⅰ	2	2	2							2	2	2
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	4	4							4	4	4
	英語コミュニケーションⅡ	4			4	4	4				4	4	4
	英語コミュニケーションⅢ	4						4	4	4	4	4	4
	論理・表現Ⅰ	2	2	2							2	2	2
	論理・表現Ⅱ	2			3	3	3				3	3	3
	論理・表現Ⅲ	2						3	3	3	3	3	3
家庭	○家庭基礎	2	2	2							2	2	2
	○家庭総合	4											
情報	情報Ⅰ	2	2	2							2	2	2
	情報Ⅱ	2											
総合的な探求の時間		3～6	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3
特別 活動	ホームルーム活動		1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3
計			37	37	37	37	37	37	37	37	111	111	111

註) 太文字の科目名は必修科目である。また、○印は選択必修科目、※印は学校設定科目とする。

進路指導6カ年計画表

内 容	学 年	1学期				8月	2学期				3学期		
		4月	5月	6月	7月		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
進路指導・面談	中学1年	□進路ガイダンス			□進路指導Ⅰ ◎家庭訪問			◇進路指導Ⅱ				◇進路指導Ⅲ	◎保護者面談
	中学2年				□進路指導Ⅰ ◎保護者面談・家庭訪問			◇進路指導Ⅱ				◇進路指導Ⅲ	◎保護者面談
	中学3年			□進路指導Ⅰ	◇進路指導Ⅱ ◎保護者面談・家庭訪問					□進路指導Ⅲ ◎個人面談(選抜)			
	高校1年	□進路指導Ⅰ			◇進路指導Ⅱ ◎保護者面談・家庭訪問					□進路指導Ⅲ ◎個人面談(選抜)	○進学講演会(外部)		
	高校2年				□大学入試ガイダンス ◎保護者面談・家庭訪問	○現役学生による 大学入試ガイダンス				◎個人面談(選抜) ○進学講演会(外部)			□進路・学習指導
	高校3年	□進路ガイダンス	□保護者対象 大学入試ガイダンス	進路ガイダンス(外部)	◎3者面談		□進路・学習指導			◎3者面談(未決定者)	□一般入試激励会	□進路指導	
調査・行事	中学1年												
	中学2年												
	中学3年				◆文理および選択科目希望調査Ⅰ				◆文理および選択科目希望調査Ⅱ		◆文理および選択科目希望調査(最終)		
	高校1年			◆文理および選択科目希望調査Ⅰ	◆志望大学調査 ◆プランシート作成				◆文理および選択科目希望調査Ⅱ		◆文理および選択科目希望調査(最終)		
	高校2年				◆志望大学調査Ⅰ ◆プランシート作成				◆志望大学調査Ⅱ				◆プランシート作成
	高校3年	◆志望大学調査Ⅰ ◆プランシート作成			◆志望大学調査Ⅱ ◆プランシート作成		・推薦入試受験希望者 締め切り		◆志望大学調査Ⅲ (私立大学が中心)				
小論文(模試)・研究論文	中学1年												
	中学2年												
	中学3年											●[2]ステップ小論1	
	高校1年	◇小論指導 1～2	◇小論指導 3～6	◇小論指導 7～10	◇小論指導 11～12		◇小論指導 13～14 ●[2]ステップ小論2	◇小論指導 15～18	◇小論指導 19～22	◇小論指導 23～24	◇小論指導 25～26	◇小論指導 27～28 ●[4]ステップ小論3	◇小論指導 29～30
	高校2年	◇小論指導 ◇情報指導 1～2	◇小論指導 ◇情報指導 3～6	◇小論指導 ◇情報指導 7～10	◇小論指導 ◇情報指導 11～12		◇小論指導 ◇情報指導 13～14	◇小論指導 ◇情報指導 15～18	◇小論指導 ◇情報指導 19～22	◇小論指導 ◇情報指導 23～24	◇小論指導 ◇情報指導 25～26	◇小論指導 ◇情報指導 27～28	◇小論指導 ◇情報指導 29～30
	高校3年												
模擬試験	中学1年	●TK式知能検査 ●[1]学力推移調査③					●[2]学力推移調査③				●[3]学力推移調査③		
	中学2年	●[1]学力推移調査③					●[2]学力推移調査③				●[3]学力推移調査③		
	中学3年	●[1]学力推移調査③					●[2]学力推移調査③		※駿台③	●校内実力プレテスト⑤	※東大模試③ ●校内実力テスト		
	高校1年	●スタディサポート③		※[1]駿台③	●進研 7月③	●[2]全統記述③		※[2]駿台③	●進研 11月③		●進研 1月③	※[3]駿台③	●[2]代ゼミ共通③
	高校2年	●スタディサポート③		※[1]駿台③	●進研 7月③	●[2]全統記述③		※[2]駿台③	●進研 11月⑥		●共通テスト同日体験③ ●進研 1月⑥	●進研共通⑥ ※[3]駿台③	●[2]代ゼミ共通③
	高校3年	●[1]全統共通	●[1]全統記述 ※[1]駿台記述	●進研共通6月 ※各種大学別模試	●[1]代ゼミ共通 ※各種大学別模試	●[2]全統共通 ●[2]全統記述 ※各種大学別模試	●[1]ベネ駿共通 ※[2]駿台記述	●[3]ベネ駿共通 ●個別大プレ	※各種大学別模試 ●[2]代ゼミ共通 ●全統ブレ共通	●駿台ブレ共通	※北予備共通F		
教科担任会			・中1 ・高3 ・中2		・中3 ・高1 ・高2 ・高3		・高1 ・高2	・中1 ・中3 ・中2 ・高3		・中3 ・高2 ・高1 ・高3	・高3	・中1 ・中3 ・中2	・高1 ・高3(年間) ・高2 ・年度末反省

2025年度 大牟田中学校・大牟田高等学校 普通科 誠進コース 模擬試験日程

中 学 1 年			
4 月 上	T K 式知能検査	田 研	－
4 月 下	第 1 回学力推移調査	ベネッセ	3 教科
9 月 上	第 2 回学力推移調査	ベネッセ	3 教科
1 月 下	第 3 回学力推移調査	ベネッセ	3 教科

中 学 2 年			
4 月 下	第 1 回学力推移調査	ベネッセ	3 教科
9 月 上	第 2 回学力推移調査	ベネッセ	3 教科
1 月 下	第 3 回学力推移調査	ベネッセ	3 教科

中 学 3 年			
4 月 下	第 1 回学力推移調査	ベネッセ	3 教科
9 月 上	第 2 回学力推移調査	ベネッセ	3 教科
12 月 中	校内実カプレテスト	－	5 教科
1 月 下	校内実カテスト	－	5 教科
2 月 下	ステップ基礎小論文①	学研	－

高 校 1 年			
4 月 中	第 1 回スタディサポート	ベネッセ	3 教科
7 月 上	進研模試・7 月	ベネッセ	3 教科
8 月 下	第 2 回全統高 1 模試	河合塾	3 教科
9 月 下	ステップ基礎小論文②	学研	－
10 月 下	進研模試・11 月	ベネッセ	3 教科
1 月 下	進研模試・1 月	ベネッセ	3 教科
2 月 下	ステップ基礎小論文③	学研	－
3 月 中	全国高 1 共通テスト模試	代ゼミ	3 教科

高 校 2 年			
4 月 中	第 1 回スタディサポート	ベネッセ	3 教科
7 月 上	進研模試・7 月	ベネッセ	3 教科
8 月 下	第 2 回全統高 2 模試	河合塾	3 教科
10 月 下	進研模試・11 月	ベネッセ	5 教科
1 月 中	共通テスト同日体験受験	東進	3 教科
1 月 下	進研模試・1 月	ベネッセ	5 教科
2 月 上	大学入学共通テスト模試・2 月	ベネッセ	5 教科
3 月 中	全国高 2 共通テスト模試	代ゼミ	3 教科

高 校 3 年			
4 月 下	第 1 回全統共通テスト模試	河合塾	5 教科
5 月 上	第 1 回全統記述模試	河合塾	4 教科
5 月 下	大学入学共通テスト模試・6 月	ベネッセ	5 教科
7 月 中	第 1 回大学入学共通テスト入試プレ	代ゼミ	5 教科
8 月 上	第 2 回全統共通テスト模試	河合塾	5 教科
8 月 下	第 2 回全統記述模試	河合塾	4 教科
9 月 上	第 1 回ベネッセ・駿台大学入学共通テスト模試	ベネ・駿	5 教科
10 月 下	個別大プレテスト	北予備他	4 教科
10 月 下	第 3 回ベネッセ・駿台大学入学共通テスト模試	ベネ・駿	5 教科
11 月 中	第 2 回大学入学共通テスト入試プレ	代ゼミ	5 教科
12 月 上	駿台プレ共通テスト	駿台	5 教科

2025年度 大牟田中学校・大牟田高等学校 普通科 誠進コース 公開模試日程

中 学 3 年	
11月	中 3 駿台全国模試（駿台・3教科）
1月	東大模試（ベネッセ鉄録会・3教科）
高 校 1 年	
6月	①高 1 駿台全国模試（駿台・3教科）
10月	②高 1 駿台全国模試（駿台・3教科）
2月	③高 1 駿台全国模試（駿台・3教科）

高 校 2 年	
6月	①高 2 駿台全国模試（駿台・3教科）
10月	②高 2 駿台全国模試（駿台・3教科）
2月	③高 2 駿台全国模試（駿台・3教科）

高 校 3 年	
東 京 大 学	
6月	第 1 回東大本番レベル模試（東進）
7月	第 1 回東大入試プレ（代ゼミ）
8月	第 1 回東大入試オープン（河合）
8月	第 1 回東大入試実戦模試（駿・Z）
8月	第 2 回東大本番レベル模試（東進）
10月	第 3 回東大本番レベル模試（東進）
10月	第 2 回東大入試オープン（河合）
11月	第 2 回東大入試実戦模試（駿・Z）
11月	第 2 回東大入試プレ（代ゼミ）
1月	第 4 回東大本番レベル模試（東進）
京 都 大 学	
6月	第 1 回京大本番レベル模試（東進）
7月	第 1 回京大入試プレ（代ゼミ）
8月	第 2 回京大本番レベル模試（東進）
8月	第 1 回京大入試オープン（河合）
8月	第 1 回京大入試実戦模試（駿・Z）
10月	第 3 回京大本番レベル模試（東進）
11月	第 2 回京大入試オープン（河合）
11月	第 2 回京大入試プレ（代ゼミ）
11月	第 2 回京大入試実戦模試（駿・Z）
1月	第 4 回京大本番レベル模試（東進）
九 州 大 学	
6月	第 1 回九大本番レベル模試（東進）
7月	第 1 回九大プレテスト（北予備）
8月	第 2 回九大本番レベル模試（東進）
8月	九 大 入 試 プ レ （ 代 ゼ ミ ）
10月	第 3 回九大本番レベル模試（東進）
10月	九 大 入 試 実 戦 模 試 （ 駿 台 ）
10月	第 2 回九大プレテスト（北予備）
11月	九 大 入 試 オ ー プ ン （ 河 合 ）
熊 本 大 学	
10月	熊 大 プ レ テ ス ト （ 北 予 備 ）
11月	熊 大 プ レ テ ス ト （ 壺 溪 塾 ）
早稲田大学・慶應義塾大学	
10月	早 大 入 試 プ レ （ 代 ゼ ミ ）
11月	慶 大 入 試 プ レ （ 代 ゼ ミ ）
11月	早 大 ・ 慶 大 オ ー プ ン （ 河 合 ）
その他の大学	
※「北予備」主催	
10月	山口大、長崎大、鹿児島大、広島大 西南、福岡大
※「代ゼミ」主催	
6月	名古屋大
8月	東北大、大阪大
11月	北海道大
※「河合塾」主催	
8月	東北大、名古屋大
11月	北海道大、東北大、一橋大、東工大、 名古屋大、大阪大、神戸大、広島大
※「駿台」主催	
10月	北海道大、広島大
11月	東北大、一橋大、東工大、名古屋大、 大阪大、神戸大
※「東進」主催	
6月	北海道大
7月	東北大、名古屋大、大阪大
10月	北海道大、東北大、名古屋大、神戸大
11月	大阪大、千葉大、広島大
その他の模試	
6月	第 1 回駿台全国模試（駿台・4教科）
9月	第 2 回駿台全国模試（駿台・4教科）
1/1,2	共通テストファイナル（北予備）

※これらの公開模試は、一部を除いて、原則として
公開会場による実施となります。

大牟田中学校 諸規定の概要

学習評価・進級基準

1. 学習評価の方法

学習指導要領に示された教科目標や学年目標に照らして、その到達状況を絶対評価により評価する。

定期試験及び各学期の評価は100点法で示し、学年の成績は5点法で示す。なお、学期末の評価は中間試験と期末試験の平均点を基準として、学習態度、提出物、出席状況等を総合評価して行う。100点法と5点法を対照させるときは、次のとおりとする。

5点法	5	4	3	2	1
100点法	100～85	84～70	69～50	49～30	29～0

2. 原級措置

次のいずれかに該当する者は、原級に留める。

1. 欠席日数が「年間出席しなければならない日数」の3分の1を超える者
2. その学年の校納金及び学校に納入すべきすべての納入金を納入しない者
3. 次のいずれかに該当する者で、性行及び出席の状況などを考慮して審議した結果、原級相当と判断された者
 - (1) その学年における履修教科全体の平均点が50点未満の者
 - (2) その学年において、平均点が40点未満の科目があり、再試験で不合格となった者
 - (3) その学年において、各教科における欠課時数が「年間のその教科の総授業時数」の3分の1を超える者
 - (4) 性行著しく不良と認められた者

なお、中学1・2年生については、上の「2.」と「3.(4)」のみを適用する。

3. 校納金

校納金を4か月滞納したときは、保護者に来校を求める。また、6か月滞納したときは、転学勧告をすることがある。

中学3年生については、所定の日までに全て納入されないときは、卒業できない。

欠席等の届け出について

1. 生徒が欠席、忌引、遅刻、早退をする場合は、事前に保護者が学級担任に連絡する。
なお、欠席が長期に及ぶときは、医師の診断書の提出を求めることがある。

2. 学校感染症に罹患した場合は、出席停止となり、登校できない。
報告の用紙は登校再開後に、担任より配布する

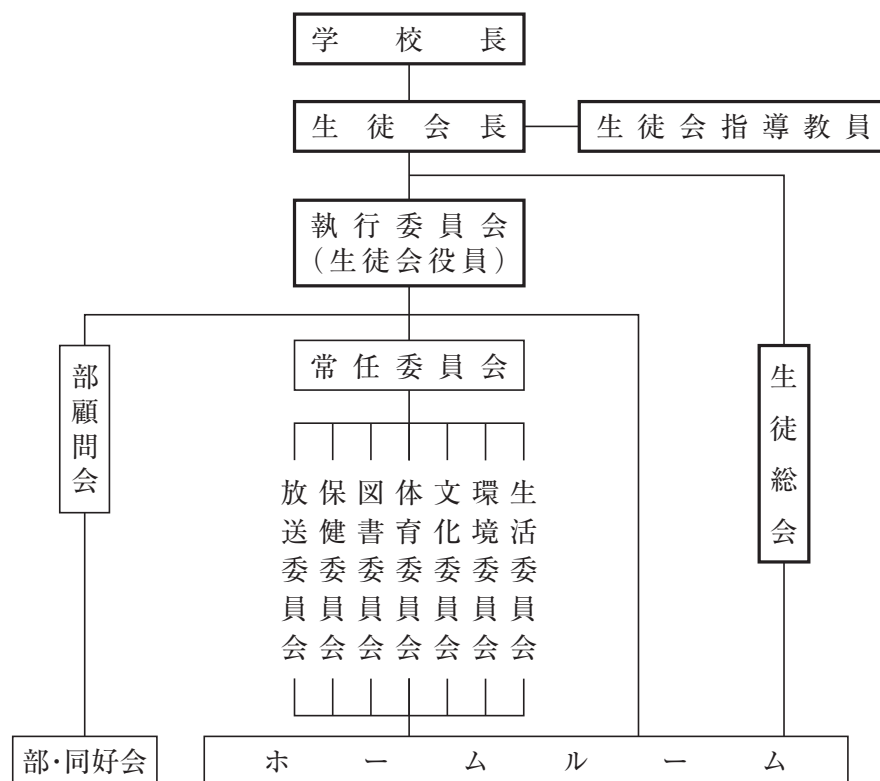
- ### 3. 忌引の日数

父母.....7 日以内

曾祖父母、祖父母、兄弟姊妹……3 日以内

伯叔父母……2 日以内 從兄弟、甥姪……1 日

生徒会組織



中学校の部活動等

文化部：吹奏楽部、美術部、ディベート同好会、将棋同好会、理科学研究同好会

体育部：バスケットボール部(男子)、バスケットボール部(女子)、ソフトテニス部(男子)、ソフトテニス部(女子)、サッカー部、バドミントン部、柔道部、剣道部

生徒心得について

1. 頭髪・服装等について

(男子)

- (1) 前髪は眉から出ないようにする。側頭部は髪が耳にかからないようにする。
後頭部や襟足は短く切る（目安は重ねた指2本から出ない）。もみあげは耳をこえないようにする。

(女子)

- (1) 制服の襟が隠れたら結ぶか切るかする。前髪は眉から出ないようにする。
- (2) 髪をとめるゴムやピン（金属製）は、飾りが無い黒・紺・茶のみとする。
（シュシュ・カチューシャ等は禁止）
- (3) 髪を結ぶ場合はうしろで1つか2つに結び、三つ編み・団子は禁止。

(男女共通)

- (1) 髪染め、脱色、パーマは禁止。（ストレートパーマ・縮毛矯正を含む）
- (2) ヘアアイロン、整髪料を使用しない。
- (3) 眉毛には手を加えない。
- (4) 特異な髪型にしない。
- (5) 化粧・マニキュア、ピアスなどのアクセサリをしない。

2. 服装について

1. 登下校の際には、制服を着用すること。
2. 靴・靴下は学校指定のものとする。
3. スラックスのベルトは黒色、紺色、茶色のもので派手な飾りが無いものを着用すること。
4. 学校指定の半袖ポロシャツは、指定された期間に着用すること。
5. 防寒着（コート・ウインドブレーカー・セーター・ベスト）は、学校指定のものとする。

3. 校内生活について

1. 通学時の鞆は学校指定のものとする。
2. 学習に不必要なもの、貴重品等は持って来てはならない。
3. 所持品はすべて氏名を記入しておく。
4. 登校後の外出は学級担任の許可を必要とする。
5. 生徒同士の金銭の貸し借りは行わない。必要な時は学級担任に相談する。
6. 公共物（校具・備品）を破損したときは、学級担任に連絡し、指示を受ける。
7. 廊下は右側を静かに歩き、走らない。
8. 納入金は始業前に納める。
9. スマートフォン・携帯電話を学校内に持ち込まない。
10. 完全下校時間を守る。
※夏期(4月～9月)18時40分・中間期(10月・3月)18時20分・冬期(11月～2月)18時00分
11. 通学や学校行事等で自転車に乗る際は、あごひものある安全基準を満たした自転車専用ヘルメットを必ず着用する。

4. 校外生活について

1. 登下校の途中で寄り道をしない。
2. 保護者の同伴なくゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ等の遊戯場等に出入りしてはならない。
3. 保護者の同伴なく夜間外出をしてはならない。(午後9時以降)
4. 無断外泊は厳禁。

生徒懲戒規定に関する申し合わせ事項

大牟田中学校

第1条 この規定は、大牟田学園大牟田高等学校学則第33条、同付則および大牟田学園大牟田高等学校修学規定第27条、同付則に基づいて定める。

第2条 生徒が、学則その他学校が定める諸規定に違反し、その他生徒としての本分に反した行為があったときは、これを懲戒する。

第3条 懲戒の種類は、訓戒（校内特別指導・家庭内謹慎）及び退会とする。

第4条 懲戒は、大牟田中学校生徒部（以下生徒部と表記）が調査の上、関係学級担任の意見を聞き、生活指導係会において原案を作成し、職員会の議決を経て、校長が決定する。

第5条 生活指導係会は、生徒部長、担任をもって構成する。

第6条 学校の秩序を乱し、性行不良で改善の見込みがないと認められる者に対しては、退学を命ずることがある。

第7条 次の各項に該当する場合、出校停止（家庭内謹慎）を命ずる。

1. 学校の秩序を乱す、重大な違反行為を犯した場合
2. 性行が著しく不良で、指導に従わないと判断される場合

第8条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

1. 試験の際の不正行為
2. 飲酒、喫煙（タバコ・ライター所持も含む）
3. 暴力・脅迫行為
4. 遊戯場出入り
5. 窃盗、万引き、その他破廉恥行為
6. いじめ行為
7. 怠業
8. 夜間外出（夜10時以降）及び無断外泊
9. 無免許運転
10. 定期券の不正使用
11. 故意に校内の器物を破損した場合
12. その他、本校生徒として本分を反する行為

※ 高校生は、高校生徒懲戒規定及び関連規定に準ずる。

学習用タブレットについて

① 学習用タブレットの使用について

- 毎日学校で使用できるように、家庭で充電して持ってきてください。
- 学習以外での使用または度重なる注意に従わない場合は、指導します。
- 健康面に留意し、家庭では時間と使用方法等を決めて使用してください。
- 職員または保護者が使用状況の確認を行うことがあります。
- 海外での使用は高額になることがあるので、海外総合セミナー等には使用できません。

② 個人情報の保護について

- 写真の撮影、人物の録画や録音は、相手の許可を必ず得てください。
- 個人情報や校内での写真・動画等をインターネットに公開しないでください。
- 自分のアカウントやパスワードは厳重に管理し、他人のアカウントを不正に使用しないでください。（不正アクセス禁止法）

③ 著作権について

- 他人の作品や表現を尊重し、使用する時には許可を得るようにしてください。

大牟田高等学校 諸規定の概要

1. 生徒会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は大牟田高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は生徒の学校運営への参加により、学園の向上図り、生徒の公民性を養うことを目的とする。
- 第3条 本会は本校生徒の全員をもって組織する。
- 第4条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
- 第5条 学校長は学校の運営に直接の責任を有する。本会の権限はすべて学校長より委任されたものであり、本会の活動は学校長の適切な意見を含み、かつ、その承認を得て行われる。

第2章 総 会

- 第6条 本会の最高議決機関として、生徒会総会を置く。
- (1) 予算の承認
 - (2) 決算報告の承認
 - (3) 総務委員の承認
 - (4) 規約改正の承認
 - (5) 部の新設、廃止の承認
 - (6) その他特に重要な事項
- 第7条 総会は学校長、協議会もしくは執行委員会又は会員の5分の1以上の要請により、会長が招集する。
- 第8条 総会は会員の5分の4以上の出席をもって成立し、議決は出席人員の5分の3以上の賛成をもって可決される。ただし、総会を実施できない事情のあるときは、代議委員会をもって総会に代えることができる。その場合、代議員は各ホームルームより10名、選挙によって選出する。又代議委員会の定足数及び議決は、総会に準ずる。

第3章 協 議 会

- 第9条 協議会は総会に次ぐ議決機関で、総会の審議を必要としない事項に関して議決、承認する。
- 第10条 協議会は各ホームルームの正副総代をもって構成する。
- 第11条 協議会の定例会は、毎月1回、臨時会は、会長が必要と認めたとき、又は執行委員会もしくは協議会議員の4分の1以上の要請により、会長が招集する。
- 第12条 協議会は議員の3分の2以上、または各ホームルームから1名以上の出席があれば成立する。

第4章 執 行 委 員 会

- 第13条 執行委員会は本会の執行機関で、総会及び協議会に対して責任を負い、本会全般の運営にあたる。従って、執行委員は総会及び協議会に出席して、報告することや、質疑に答えなければならない。
- 第14条 執行委員会は総務委員会及び各常任正副委員会をもって構成し、会長がこれを主宰する。

第5章 総 務 委 員 会

- 第15条 会務を統制し、これを強力に推進するため、総務委員会を置く。
- 第16条 総務委員会は会長、副会長、書記及び会計をもって構成する。正副会長は生徒会を代表し、学校長に直属する。

第6章 委員会

第17条 本会の運営を円滑にするために委員会を置く。委員会は執行委員会に対して責任を負う。常任委員会の名称及び任務は次のとおりとする。

- (1) 行事企画委員会 各行事に関する企画・運営の補助
- (2) 風紀委員会 生徒心得、本会規約施行の徹底並びに生徒の風紀に関する計画及び、その実施
- (3) 整美委員会 環境の美化整備、整備の保全に関する計画及びその実施
- (4) 文化委員会 文化各部の連絡調整と、全校的文化行事の計画及びその実施
- (5) 体育委員会 体育各部の連絡調整と、全校的体育行事の計画及びその実施
- (6) 図書委員会 学校の図書館の運営と、図書館行事の計画及びその実施
- (7) 保健委員会 生徒の健康管理と、全校的保健行事の計画及びその実施

第18条 各常任委員会は、ホームルームごとに、各1名投票により選出された委員をもって構成する。

第19条 協議会が特に必要と認めたときは特別委員会を置くことができる。特別委員会の正副委員長及び委員は、協議会及び関係委員会の同意を得て、執行委員会において指名する。

第7章 ホームルーム

第20条 ホームルームは各学級を単位とし、その学級の生徒全員をもって構成する学級の生徒全員をもって構成する学級の決議及び執行機関であり、本会の基礎機構である。

第21条 各学級に、選挙により正副各1名の総代を置く。ただし、第1学年の第1学期においては学校長の任命する仮正副総代をもってこれに代える。正副総代はホームルームを主宰し、学級事務を総括する。正副総代は、また、同時に協議会議員であり、ホームルームの世論を協議会に反映する責務を有する。

第8章 部活動

第22条 部活動の単位として文化、体育関係の各部を置く。各部は共同精神をもって団結し、学園の内外において会員の素質向上のために努力する。

第23条 各部は部長、副部長またはこれに相当する役員を互選する。

第24条 部員が、部に非協力的である。または部の名誉を損なう行為があったときは、部の決議により除名されることがある。

第9章 選挙・選出

第25条 会員は、学級の推薦を得て総務委員の選挙に立候補できる。立候補がないホームルームにおいては、その中からこれを推薦しなければならない。

第26条 総務委員は、2年生から会長、副会長、書記、会計それぞれ1名、1年生から副会長、書記それぞれ1名を選挙する。2年生の各クラスから推薦された会長候補の中から1名、1年生の各クラスから推薦された副会長候補の中から1名を投票により選出する。

選挙の結果、2年生の会長候補の得票数の上位者より得票順に、会長、副会長、書記、会計を当選とし、会長候補に限り、得票数が会員総数の2分の1に満たないときは、次点者と決選投票を行う。1年生の副会長は、最高得点者を当選とし、書記は副会長候補の次点者とする。

また、各常任委員会の正副委員長は、各委員会において、1名ずつ選出する。

第27条 執行委員選挙及び選出施行の細目は、執行委員選挙及び選出施行規則による。

- 第28条 選挙はすべて直接無記名投票とし、指定用紙を使用する。
- 第29条 ホームルームの正副総代を除くすべての本会役員の選挙は11月に行う。(正副会総代の選挙は4月に行う)
- 第30条 総代委員、各常任正副委員長の任期は、1月1日に始まり12月31日に終わる1ヶ年とする。ただし、1、2年生の各クラスの常任委員は、総務委員の選挙の立候補者の選出日に改選する。ただし、男女共学クラスにおいては、保健・体育委員を男女各1名選出する。
- 3年生については、改選しないものとする。正副総代の任期は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる1ヶ年とする。なお、常任役員は後任が決定するまでは引き続きその任に当たる。
- 繰り上げ当選によって選出された役員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。役員はいずれも重任を妨げない。
- 第31条 役員はこの規約に特に定める場合のほか、部役員との兼任を許される。
- 第32条 会員は選挙人の同意を得て選挙管理委員会に届け出たとき、及び選挙管理委員会が正当の理由があると認めたときは、被選挙権を放棄することができる。当選を辞退しようとするときも同じである。

第10章 会 議

- 第37条 会議の議決は、この規約に特に定める場合の外、多数決による。賛否同数のときは議長が裁決する。
- 第38条 本会のすべての会議においては、この規約に定める会議の召集者か、召集者の規定がないときはその機関の長が議長となる。総会及び協議会の議長はその会議の議決に加わらない。
- 第39条 会議はその会議の決議により非公開とすることができる。
- 第40条 本会のすべての会議の運営は、原則として会議運営規則によって行う。

第11章 会 計

- 第41条 本会の経費は会費及び寄付金その他をもって充当する。
- 第42条 本会の予算は総務委員会及び各部提出の予算請求書に基づき、執行委員会が原案を作成して、予算会議で審議する。
- 第43条 総務委員と各部役員とで構成する経営協議会は毎月1回開き、毎月の収入を各部に配分する。ただし必要あるときは臨時会を開くことができる。予算審議のための臨時会を特に予算会議と称する。
- 第44条 会計は、会計に関するあらゆる文書、帳簿を常に整備し、予算会議と総会に決算報告をしなければならない。
- 第45条 会員は会計に帳簿の閲覧またはその内容の説明を求めることができる。
- 第46条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第47条 会計は原則として会計規則によって運営される。
- 第48条 この規約の改正は規約改正特別委員会が原案を作成し、協議会の議決を経て総会が承認したとき成立する。

第12章 改 正

- 第33条 役員は選挙人の同意を得て所属機関に辞任を申し出ることができる。
- 第34条 役員は選挙人の3分の2以上の要請により解任される。部役員である委員を除いては、協議会議員の3分の2以上が決議した場合も同様である。
- 第35条 役員に欠員が生じたときは、1週間以内に選挙結果をもとに、繰り上げ当選として公示しなければならない。
- 第36条 総務委員の選挙に際しては、ホームルームごとに1名の選挙管理委員を選出し、臨時に選挙管理委員会を設置する。委員は、正副委員長を互選する。委員会は任務を終わって解散する。

第13章 付 則

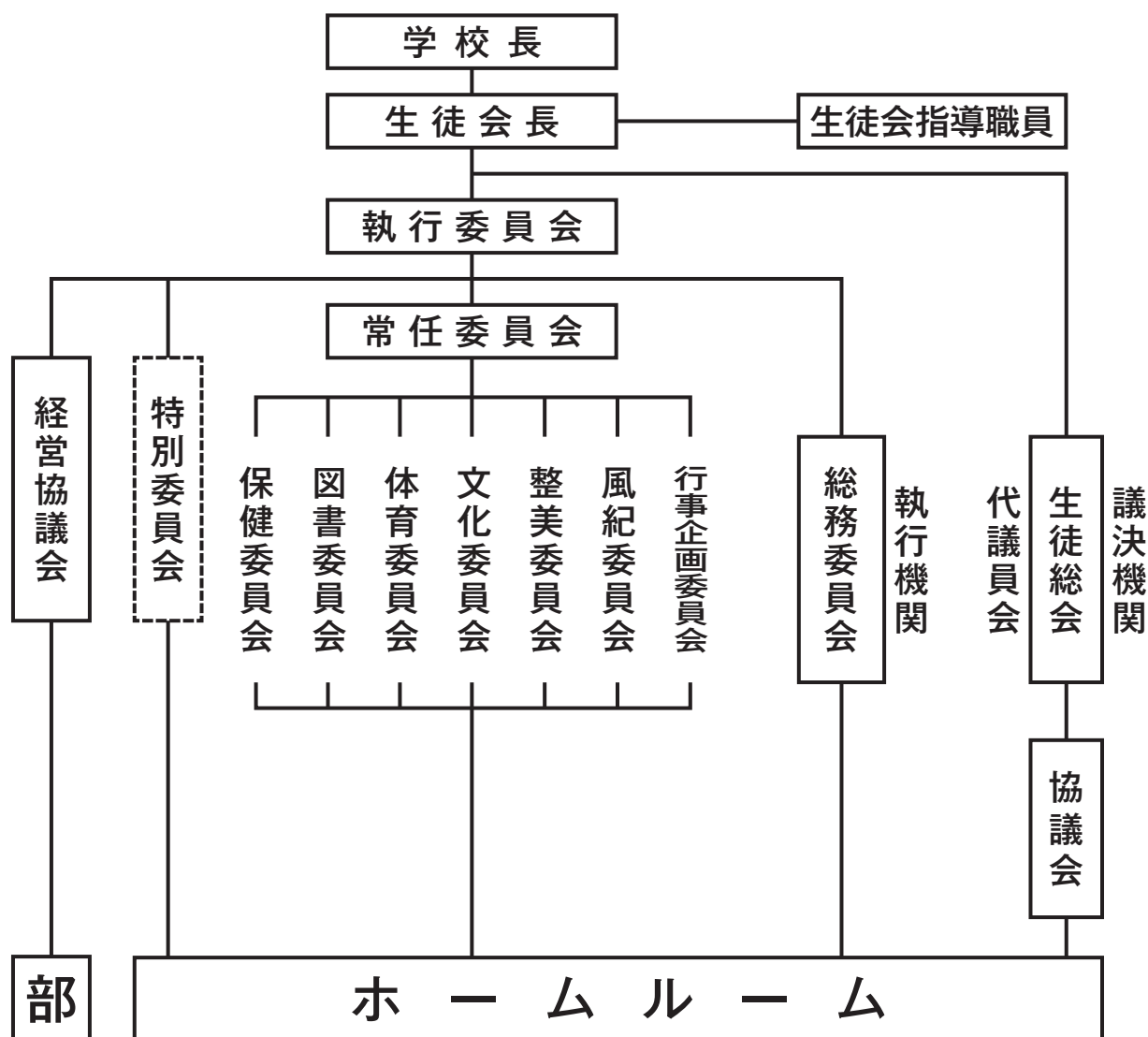
第49条 この規約に疑義があるときは生徒会指導職員が判定する。

第50条

- (1) この規約は昭和29年4月1日から施行する。
- (2) 第17、18、25、26、27、30、36条は平成4年11月1日から施行する。
- (3) 第14、26、30、35条は平成6年6月1日から施行する。
- (4) 第17条の(1)は平成18年4月1日から施行する。

第51条 この付則には次の付表の1及び付表の2をつける。

付表の1〔生徒会機構〕



付表の2〔部〕

文化部＝新聞部、文芸部、書道部、弁論・英語部、美術部、写真部、ロボット・無線部、茶道部、吹奏楽部、家庭部、部落研、ボランティア部、パソコン部、放送部、エコラン愛好会、軽音楽愛好会、大牟田まなびや愛好会、園芸愛好会、建築ものづくり愛好会

体育部＝陸上競技部、駅伝部、卓球部、バレーボール部、バスケットボール部、ソフトテニス部(男子)、ソフトテニス部(女子)、剣道部、柔道部(男子)、柔道部(女子)、水泳部、野球部、サッカー部、弓道部、バドミントン部、ハンドボール部、ゴルフ同好会、空手同好会

2.生徒会執行委員選挙施行規則

- 第1条 執行委員選挙に立候補をしようとする者は、選挙管理委員会(以下委員会と略す)に届け出ると同時に、その所属するホームルームの総代に連絡しなければならない。
立候補受付期限を過ぎて、なお、立候補者が所要最低数に満たないホームルームにおいては、その中から投票により推せん補充し、総代は速やかにこれを委員会に届け出なければならない。
- 第2条 各常任委員会の正副委員長は、総務委員の当選公示後速やかに各常任委員会で、互選されなければならない。
- 第3条 委員会は選挙施行日の少なくとも5日前に、候補者の所属及び氏名並びに投票の日時及び場所を、会員の全員に公示しなければならない。
- 第4条 投票または開票の立ち会い人を希望する者は、委員会に届け出てその定める位置においてこれに立ち会うことができる。
- 第5条 候補者及び候補者の推せん演説をしたい者は、委員会の定める日時及び場所で、候補者においては1回限り、推せん人においては1候補者につき1名限り、これをなすことができる。
その日時及び場所は、その資格、所属及び氏名と共に、委員会が全会員に公示しなければならない。
- 第6条 候補者で第5条以外の選挙運動をしたい者は、委員会に届け出てその指示するところに従ってこれをなすことができる。
- 第7条 決選投票は選挙施行日の翌日から3日以内に行うが、この場合、委員会は可能な限り速やかにこれを公示しなければならない。
- 第8条 委員会は、可能な限り速やかに当選した総務委員と、互選された各常任委員会の正副委員長を公示しなければならない。
- 第9条 (1) 第2、5、7、8条は平成4年11月1日より施行する。
(2) 第2、8条は、平成6年1月より施行する。

3.生徒会会計規則

第1章 総 則

- 第1条 本会の金銭出納及びその管理事務は、学校会計に委任する。
- 第2条 会計は交替に当たって明細な引き継ぎ書を作成して次期会計に引き継ぎ、かつ、その内容を説明しなければならない。
- 第3条 予備費からの支出にあたっては、学校長の承認を得る必要がある。
- 第4条 総務委員会は、必要があれば、各部に帳簿その他の書類の提出を求めることができる。

第2章 予 算

- 第5条 会費その他のいっさいの収入と、総務委員会及び各部の要求予算に対する査定額とを、それぞれ収入及び支出として、予算を編成する。
- 第6条 各部は4月15日までに、予算請求書を総務委員会に提出する。提出しない部は予算請求権を失う。

第3章 収入及び支出

- 第7条 学校会計は毎月の収入合計を本会会計に通告する。
- 第8条 総務委員会及び各部が経費の支出を受けようとするときは、所定の支払請求書に各相当職員の捺印を得て、会計に提出する。

- 第9条 会計は支払請求に対しては、経営協議会の決定の範囲内においてのみ、これを承認する。
- 第10条 会計が支払請求を承認したときは受領書を発行する。請求者はこれを学校会計に提出して支出を受ける。
- 第11条 総務委員会及び各部は、支払請求書の記載額に相当する証拠書類を保存する。

第4章 決 算

- 第12条 総務委員会及び各部は3月末日締切の会計報告書を作成し、これを次年度の予算請求書に添付する。
- 第13条 学校会計は3月末日締切の本会に関する収支決算書を作成して、総務委員会に手交する。

4.生徒会会議運営規則

第1章 議 事

- 第1条 会議における議事の順序は提案順とする。ただし、その会議の議決により変更することができる。
- 第2条 会議が開催されなかったとき、または審議未了のときは、議長はその未了の案件について更に会議の日程を定めなければならない。
- 第3条 動議が提出され、賛成者があったときは、議長はこれを議題としなければならない。
- 第4条 否決した提案は、事情が変わらない限り、その会期中再びこれを議題とすることはできない。

第2章 発言、討論、採決

- 第5条 発言しようとする者は挙手をして議長を呼び、その許可を得て発言しなければならない。
- 第6条 議事進行中は議題外の事項につき発言することはできない。ただし、議事の手続き採決の方法、議事の中止、休憩、討論の終結等の動議はこの限りではない。
- 第7条 討論は、議題外にわたることはできない。
- 第8条 議長は一時議事を中止することができる。また、必要と認めたときは議員の発言を制止または停止することができる。
- 第9条 議長は論旨がつきたと認めたときは討論終結の宣告をなし、採決するときは採決を宣告する。採決宣告の後、その議題について発言することはできない。
- 第10条 採決の方法は挙手をもってする。ただし、議長の意見または会議の議決により、投票または起立によることができる。
- 第11条 議題に関し、異義を唱える者がいないときは、議長は採決をせずして可決を宣言することができる。

第3章 紀 律

- 第12条 議員その他の役員が会議に欠席するときは、開会前に、その事由を議長に届け出なければならない。
- 開会におくれて出席した場合は、議長に告げて着席しなければならない。また開席中に退席するときは、その事由を告げて議長の許可を得なければならない。
- 第13条 議長は規約及び規則に違反した議員に退場を命ずることができる。
- 第14条 規約に定める会議成立に要する人員数及び議案可決に要する賛成票数の割合を会議に適用した場合、その端数は切り捨てる。

5.生徒心得

大牟田高等学校生徒は、常に大牟田高校生としての誇りを保ち、学校生活を明朗かつ真摯に過ごし、民主的社会の一員として互いに人格を重んじ、正義、友愛、誠実の綱領に則り、健全なる学校生活の充実に努めなければならない。また、自治的行動の背後には自律的精神と責任のあることを知り、生徒心得を遵守しなければならない。

第1章 校内心得

第1節 風 紀

第1条 学校内外を問わず、大牟田高等学校生徒として誇りを保ち、いやしくも学校の体面を汚すような行為をしてはならない。

第2条 男女は、互いに尊重し、常に相助け合う気持ちが肝要である。また、男女関係は最も注意を要することにして、己が進歩の妨げになったり、他人から誤解されたりすることのないようにする。

第3条 厳 禁 事 項

- (1) 暴力脅迫行為
- (2) 破廉恥行為
- (3) 兇器及び用途不明の大金所持
- (4) 飲酒喫煙
- (5) シンナー、麻薬、覚醒剤使用
- (6) 遊技場への出入り
- (7) 保護者の許可のない外泊、夜間10時以後の外出（深夜徘徊）
- (8) 賭博行為

第4条 みだりに金銭、物品の貸借をしてはならない。

第5条 服装・髪型等の規定（誠進コースは、1～5については中高一貫の規定に準ずる。）

(1) 制服

制服は、本校指定のものを端正に着用すること。制服をみだりに加工、変形してはならない。違反した生徒は、規定通りに直ちに補正するか購入すること。夏服・冬服・中間服の着用については、気候や体調に応じて自ら判断・調整し、規定内で正しく着用すること。ただし式典（入学式、始・終業式、卒業式等）や各行事においては、学校より指定された制服（正装）を着用する。
※スカート丈は膝頭を基準とする。

(2) ベルト・通学靴・通学バッグ

本校指定のものとする。（通学バッグは、部活動で指定されたものは一部許可する。）

(3) 靴下

従来の指定ソックスまたは、黒色でくるぶしを覆う丈のもの（くるぶし以上、膝下以下のソックス）を着用すること。ワンポイント表示も認める。

(4) アンダーウェア

アンダーウェアを必ず着用すること。色は、白・黒・紺・グレー・ベージュで、無地もしくはワンポイントとする。ただし、ワイシャツ（ブラウス）から、はみ出ないものを着用すること。

(5) セーター・ベスト

本校指定のものとする。

(6) 帽子（ニット帽）の着用は禁止する。

(7) 防寒着

登下校時のみ、冬の制服の上からの着用を許可する。色は、黒のみとし、派手な柄、刺繍のあるものやトレーナー・パーカーは許可しない。長さは、ズボン・スカートを完全に覆わないものとする。また、従来の学校指定のものおよび部活動指定の防寒着は着用可とする。マフラー、ネックウォーマー、手袋の着用は派手でないものとする。ただし、校内での着用は禁止する。タイツは黒色とし、肌が透けないものとする。

(8) 頭髮

男子…端正な髪型とする。前髪は目にかからない程度とし、横髪は耳の穴より上で整えること。後ろ髪は襟に触れず、整えること。極端な髪型や不自然な髪型、パーマや染色・脱色などは禁止する。

女子…端正な髪型とする。前髪は目にかからない程度とし、後ろ髪は両肩のラインより長いものはヘアゴム（黒・紺・茶）で束ねる。髪を留める場合は、ヘアピン（黒・紺・茶）を使用する。極端な髪型や不自然な髪型、パーマや染色・脱色などは禁止する。

(9) 眉

極端な眉剃りは禁止とし、整える程度は可とする。

(10) 化粧・装飾品

化粧は禁止する。ネックレスやピアス（穴あけも含め）・指輪・カラーコンタクトレンズ等、学校生活上必要でない装飾品は身に着けない、または持参しないこと。

(11) 爪

爪は清潔に切りそろえること。ネイルや爪の加工は禁止する。

第2節 礼 儀

第6条 挨拶は外形端正真摯の礼容を表すのみならず、目上の人に対しては尊敬、友人に対しては親愛なる精神の発露であらねばならぬ。

第7条 登校下校に際しては、生徒は教師に対して尊敬の念をもって挨拶しなければならない。

第8条 生徒間においては自発的に明るい挨拶が望ましい。

第3節 清 掃

第9条 環境整備、学校美化のため、各自責任をもって分担掃除区域の清掃に励まなければならない。

第10条 みだりに紙屑を散らしてはならない。

第11条 校舎校具特に黒板等に落書きしてはならない。

第12条 校舎内は土足厳禁。（上履きの通行区分を守ること。）

第4節 校 内 活 動

第13条 登下校の際の交通道德は厳守されなければならない。

第14条 ホームルーム5分前に登校し、みだりに校外に出てはならない。必要あるときは担任の許可を要する。

- 第15条 下校の時刻は、原則として午後6時。ただし、部活動を含み特別の場合、部顧問・担任の許可を得ればこの限りではない。
- 第16条 欠席、欠課、遅刻、早退をする場合は事前に届け出て許可を受けなければならない。やむを得ない場合は事後速やかに届け出ること。なお、1週間を超えるときは医師の診断書を必要とする。
- 第17条 勉学は静聴かつ明朗でなくてはならない。不正行為は絶対にしないこと。
- 第18条 校舎内では他人の迷惑になるようなことはしてはならない。
- 第19条 校舎内で走ったり、暴れたり、その他粗暴の行動を慎み、他人の迷惑になるようなことをしてはならない。
- 第20条 集合する場所、所定の時間までには必ず集合し、集会運営の妨げにならぬよう注意し合わなければならない。
- 第21条 校内活動に必要な物品の他は校内に持ち込まない。
- 第22条 各部その他生徒の掲示はすべて事前に係職員並びに生徒部の許可を要する。
- 第23条 校納金は所定の期日までに納入する。無届滞納の場合は出校を停止されることがある。
- 第24条 各部員は規律を重んじ、他に恥じない責任ある行動をなし、学校発展に寄与するため終始努力しなければならない。
- 第25条 生徒は校長の許可を受け、本校の職員を顧問として、同好会、部等を組織することができる。ただし、学校内外における政治活動は教育基本法第8条の主旨によらなければならない。いたずらに一党一派に偏せず、あくまでも学生たるものの本分を忘れてはならない。
- 第26条 学習、実習、製図の時間には指定外の教室を使用してはならない。
- 第27条 所持品は遺失、または遺失品を拾得した場合は、速やかに生徒部係職員に届け出ること。

第5節 公共物の取扱い

- 第28条 生徒は校舎、校具を破損しないように注意し、特に運動具、机、椅子を愛護する。
- 第29条 校舎、校具を破損し、又はこれを発見した場合は速やかに学校側に申し出て、適当な処置をとらなければならない。
- 第30条 校具使用は必ず係職員の許可を得なければならない。
- 第31条 非登校日は原則として校具の使用はしないこと。ただし、必要あるときは係職員の許可を得なければならない。
- 第32条 校内の公衆電話は授業中は使用しない。ただし、緊急の場合は担任の許可を得て使用すること。

第2章 校外心得

- 第33条 校外における行動は、あくまで大牟田高等学校生徒としての体面を汚すことなく自覚と誇りをもって行動する。
- 第34条 不健全な読物には近づかない。
- 第35条 下校の途中映画館、飲食店等には立寄ってはならない。
- 第36条 学生証を保持しなければならない。

第3章 願い出に関する心得

第37条 願書届けは規定の様式により速やかに学級担任を経て学校長に届け出る。

第38条 書式による願書届出の必要なものは転入学願、退学願、休学願、病欠届〔1週間以上の場合は医師の診断書添付〕、証明書下付願、忌引届、欠課届、早退届、遅刻届、校納金延納願

第39条 生徒または保証人の住所変更または死去あるときや、休暇中の旅行は担任に連絡すること。特にアルバイト、キャンプ、登山等は担任の許可を得なければならない。

第40条 本人はもちろん家庭またはその近傍に感染症患者が発生したときは早急に届け出る。

携帯電話・スマートフォン校内持ち込み規定

(1) 規定事項

- ①校内では電源を切り、使用は禁止とし、各自管理する。
- ②学校滞在時間中の家庭からの緊急連絡は学校に連絡し、携帯電話・スマートフォンへの連絡は行わない。
- ③破損、紛失等はすべて自己責任とし、学校は一切の責任を負わない。
- ④携帯電話・スマートフォンに関わる規定を遵守し、違反した場合は学校指導に従う。
- ⑤校内での写真および動画撮影・誹謗中傷の書き込み等のいじめと思われる行為がSNSなどで確認された場合、懲戒の対象とする。
- ⑥その他、不測の事態が生じた場合は、警察等の関係機関と連携し対処する。

(2) 携帯電話・スマートフォン校内持ち込み規定違反者への指導について

《校内での指導》

- ①1回目…担任より嚴重注意および指導（放課後指導1日間）
- ②2回目…担任・科長より嚴重注意および指導（放課後指導3日間）
- ③3回目…保護者呼び出しの上、担任・科長・生徒指導部より嚴重注意（放課後指導5日間）
- ④4回目以降…生徒指導部で検討し懲戒処分（謹慎）とする。
*電源の切り忘れによる着信発覚も使用した場合と同様の指導とする。
*指導に従わない場合は直ちに3回目を適用、または懲戒処分（謹慎、指導）とする。

《校外での指導》

社会的マナー・交通規則に反する使用を確認した場合はその場で注意する。

- ①「歩き携帯・スマホ」「自転車を運転しながらの携帯・スマホ」の使用など社会の公序良俗に反する行為。
- ②公共の場（電車内、バス内、飲食店、コンビニ等）での社会的マナーを逸脱した使用など。

自転車通学規定

許可基準

自転車通学は自宅より学校まで直接通学する生徒に許可する。

許可手続

自転車通学を希望する者は、所定の許可願書に必要事項を記入し、保護者・学級担任の承諾を得て、これを生徒部に提出する。ただし、任意保険（傷害保険等）に加入していること。

誓約事項

- (1) 道路交通法および校則をすべて守る。
- (2) 2人乗りは絶対にしない。
- (3) 自転車で通学する場合は、ヘルメットを必ず着用する。
- (4) 通行許可証（ステッカー）を所定の位置に付ける。
- (5) 運行前点検を必ず励行する。
- (6) 遅刻を絶対にしない。
- (7) 所定の駐輪場以外には絶対に駐車しない。
- (8) 車両の貸借は絶対にしない。
- (9) 駐輪中は鍵をかけ、盗難予防等に全責任を負う。
- (10) 雨の日には雨ガッパを着用する。
- (11) 必ず保険に加入する。

決意書の提供について

生徒の健全な心の育成を図るために、決意書による指導を行い、生徒心得違反の減少に努める。

- (1) 決意書が必要な違反項目は、下記のとおりとします。
次の違反項目があったとき、決意書提出が必要です。

ボタンはずし、シャツ / セーター出し（制服の下から）、腰パン / スカート丈、リボン / ネクタイゆるめ、化粧、眉剃、毛抜き、靴のかかと踏み、指定外靴、指定外バッグ、指定外ソックス、指定外男女ベルト、頭髪の染色 / 脱色 / パーマ、ピアス、アクセサリなど

- (2) 決意書枚数による指導内容は次のとおりとする。
 - ①決意書 3 枚目…保護者呼び出し（さらに誓約書を提出）
 - ②決意書 4 枚目…出席停止 3 日
 - ③決意書 5 枚目…出席停止 5 日
 - ④決意書 6 枚目…慎重審議（処置については学校長が決定）

運転免許取得についての申し合わせ事項

大牟田高等学校誠進コース

前 文（規制の概念）

自己を大切にし、他に迷惑を及ぼさないことは、人間社会の基本的なルールである。

交通問題に関しても、事故から身を守り、事故によって他人に被害を及ぼさないことが基本である。

高校生の事故の急増と共に、免許取得が高校生の生活の乱れを起こす大きな原因となっている。

従って、次の目的のために、この基準を制定するものである。

- 1 生徒の安全を守る。
- 2 生徒を交通非行から引き離す。

上記の運転免許取得規制基準の精神を鑑み、なおかつ誠進コースは、大学受験を中心に据えたコースという独自性を踏まえ、申し合わせ事項として次のとおり定める。

1. 免許取得について

- (1) 原動機付自転車免許（原付）、普通自動車免許、自動二輪免許の取得は一切認めない

2. 違反の処置

- (1) 原付免許を取得した者は、訓戒とする。
- (2) 普通自動車免許を取得した者は、停学5日以上とする。
- (3) 自動二輪免許を取得した者は、無期停学又は退学とする。

6.教務規定の概要

試 験

(1) 見 込 点

定期試験に欠席したときは、他の定期試験の成績を基準として、次の割合による見込み点が与えられる。

- ① 就職試験、上級学校受験、生徒会活動、その他の公務によるとき 100%
- ② 感染症による隔離、災害、登下校時の生徒に責任がない交通事故、
交通機関の不通、忌引き等によるとき 100%
- ③ 傷病によるとき（診断書が必要） 80%
- ④ 上記以外の理由によるとき 80%以下

(2) 不正行為をしたとき

その定期試験の全科目を0点とする。臨時試験、テスト等に不正があったときも、0点とする。

評価・評定

学期末試験、中間試験成績は、100点法で、学年末成績は5点法で、評価・評定される。100点法を5点法と対照させるときは、次のとおりとする。

5点法	100点法
5	100～85
4	84～65
3	64～40
2	39～30
1	29～ 0

単位認定（進級、原級）

1 科目不合格

- (1) 欠課時数が、年間指導時数の3分の1を超える者
- (2) 評定「1」の者

2 原 級

- (1) 次の者は、原級となる。
 - ① 欠席日数が年間授業日数の3分の1を超える者（ただし、登下校時の、生徒に責任のない交通事故によるものについては、特例がある。）
 - ② 科目不合格とされる科目が12単位を超える者
 - ③ 科目不合格とされる科目が、全科目の3分の1を超える者
 - ④ 校納金及び学校に納入すべきすべての納入金を納入しない者
- (2) 次の者は、性行、出席状況を考慮して審議の上、原級かどうかを定める。
 - ① 科目不合格とされる科目が、1つでもある者
 - ② 平均点35点未満の者
 - ③ 性行著しく不良の者
- (3) 原級となった者は、その学年で得たすべての単位を放棄しなければならない。

卒業

本校では、学校が定めた教育課程のすべてを履修し、かつ、定められた各教科・科目の単位のすべてを修得したとき卒業できることになっている。

1 卒業延期

卒業時において、校納金及び学校に納入すべきすべての納付金について完納しない者は、卒業延期とされる。

2 卒業取り消し

卒業延期にされた理由が解消しないときは、卒業が取り消される。

出席、欠席取扱いの基準

1 出席取扱

次の場合は出席取扱とする。

- (1) 就職試験、上級学校受験等によるもの（当日と往復所要日数を原則とする）
- (2) 生徒会活動等によるもの（対外試合等の場合は、当日と往復所要日数を原則とする）
- (3) 授業時間中、または生徒会活動等の公式試合等において負傷したもので、生徒に責任のないもの
- (4) 部活動中の負傷によるもので、生徒に責任のないもの

2 出席停止

- (1) 次の理由によって出席停止の取扱となったときは、「出席しなければならない日数」に加えない。

- ① 感染症にかかった場合、その予防、災害
- ② 生徒に責任のない通学中の交通事故、交通機関の不通
- ③ 忌引き、校納金滞納
- ④ 決意書（4枚目、5枚目）

- (2) 忌引き日数（日曜・休日含む）

父 母	事実発生日より7日以内
曾祖父母、祖父母、兄弟姉妹	事実発生日より3日以内
伯(叔)父、伯(叔)母	事実発生日より2日以内
従兄弟、甥姪	事実発生日より1日

3 遅刻、早退

- (1) 遅刻、早退は、日単位とする。
- (2) 出席取扱や出席停止に相当するときは、遅刻、早退としない。
- (3) 交通機関の遅延で、証明されるときは、遅刻としない。

4 欠 課

- (1) 欠課は、時間単位とする。
- (2) 出席取扱や、出席停止に相当するときは、欠課としない。ただし、停学、校納金滞納によるものは欠課とする。

5 出席皆勤

年間無欠席で、遅刻、早退が合算して5回を超えない者で、停学、校納金滞納による出席停止がないものは、その学年を皆勤と認める。

転・退・休・復・留学

転学、退学、休学、復学、留学は、いずれも正当な理由や事情があって、文書によって願い出て、これが許可されてはじめて正式に決定するものである。

1 転 学

他校に転学するときは、正当な事由があり、受け入れる学校がなければならない。

2 退 学

(1) 願いによる退学

都合により退学を願い出て、許可されたもの

(2) 諭旨退学

性行不良、学業劣等、出席状況の不良、懲戒によるもの、校納金を6ヶ月滞納するもの

3 休学・復学

(1) 長期の療養を要する病気にかかったとき、その他やむを得ないとき（経済的事情など）は、休学を願い出ることができる。

(2) 休学の期間は、3ヶ月以上1年以内とする。1年を超えれば休学願いを更新しなければならない。

(3) 休学中の校納金は、免除する。

(4) 休・復学願いには、診断書その他、学校長が指定する書類を添えなければならない。

4 留 学

(1) 保護者が外国の高等学校へ留学を願い出たときは、審議の上これを許可することができる。

(2) 留学の期間は、原則として1年間とする。

(3) 留学中の校納金は、留学の期間についても納入すること。

(4) 外国の高等学校における履修を本校の履修とみなし、30単位以内の範囲で単位の修得を認定することができる。

授 賞

卒業時に授与する賞の種別は、次のとおりである。

(1) 県知事賞、私立中高連賞、産業復興会賞、理事長賞、その他

(2) 優良賞、技能賞、生徒会功労賞、体育及び文化活動功労賞、皆勤賞（3ヶ年、6ヶ年、12ヶ年）

懲 戒

生徒が、学則その他の規定に違反し、その他生徒の本文に反したときは懲戒される。懲戒処分は職員会の議決を経て、校長が決定する。

1 懲戒の種類

- (1) 諭旨退学
- (2) 無期停学
- (3) 有期停学
- (4) 訓 戒

2 悪質な違反と決意書による指導

極度の悪質なものの、数回のけん責、注意にもかかわらず反省しない場合には、家庭引き取りの勧告をする。また、決意書（4枚以上）による出席停止の扱いとなる。

校 納 金

校納金を滞納したときは、次の処分を受ける。

ただし、3から5の場合、校納金の他、学校に納入すべきすべての納付金について完納しないときについても同様とする。

1 3ヶ月	出席停止
2 6ヶ月	諭旨退学
3 学年末に未納	原 級
4 卒業時に未納	卒業延期
5 卒業後6ヶ月たっても未納	卒業取り消し

表 彰

1 学年皆勤賞

その学年を皆勤した者は、学年末に学年皆勤賞を授与して表彰する。

2 体育・文化活動優秀者表彰

学校内での、体育・文化活動で、優秀な成績を収めた者には、表彰する。また、学校外においては金メダルを授与して表彰する。

(1) 校 内

- ① 校内マラソン大会
- ② その他の大会
- ③ 漢字書取テスト

(2) 校 外

- ① 国民体育大会出場
- ② 高体連全国大会出場
- ③ 高体連九州大会出場

保健室利用心得

1 治療券発行について

- (1) 治療券は次のような場合に関係職員において必要な事項を記入捺印の上発行する。
- (2) 治療を許可する場合
 - ① 授業時間中に病人や怪我人が出た場合は、その生徒に対して本校養護の応急的治療のできる範囲内において治療することができる。
 - ② 校内における授業時間外又は登校、下校の場合の病人や怪我人に対しては、その場合のみ応急的な治療を施して、その後は治療しない。
 - ③ クラブ活動中の病人や怪我人に対しては、そのつど応急的な治療を施すこととする。

2 保健室での治療受付時間

原則として午前8時30分より午後6時までとする。

3 保健室での就床

- (1) 校内及び登下校の際、鼻血や軽度の熱射病その他の病気又は怪我が発生した生徒に対しては、再び授業に出席できる程度に回復するまでの間、一時的に就床を許可する。
- (2) (1)より重い状態に当たっては応急処置を施し、次に適切な処置を行うまでの間に限り就床を許可する。

4 生徒の出入り

保健室への出入りは次に定めるとおりとする。

- (1) 治療券を所持した者
- (2) 病人や怪我人で急を要する者、又はその患者の最少限度の付添者
- (3) 保健委員
- (4) 就職のため保健室に用件のある者
- (5) スポーツ振興センターによる災害給付制度を利用する者
- (6) その他係の職員が入室の要ありと認めて許可した者
- (7) 急病以外は、休み時間に治療すること

図書館規程

第1章 目 的

第1条 大牟田高等学校図書館は、教育、研究、学習等に必要な図書及びその他の資料を収集、整理、管理し、生徒及び職員その他校長の許可を得た者に供するとともに、その教育、研究、学習等の発展と充実に寄与することを目的とする。

第2章 開館及び休館

第2条 本館の開館は月～金曜日の午前9時より午後4時40分までとする。また、土曜日は午前9時より午後1時20分までとする。但し、この時刻は、やむを得ない事情が生じたときは変更することがある。

第3条 休館は日曜、休日及び休暇中、その他特に定める日とする。

第4条 長期休暇の開館については、そのつど定める。

第3章 閲覧及び貸し出し

第5条 館内閲覧は次の定めによるものとする。

- (1) 入館の際は、必ず図書館用のスリッパを使用する。
- (2) 閲覧者は自由に図書を選択することができる。
- (3) 閲覧後の図書は必ず所定の位置に戻す。
- (4) 閲覧中の図書及び雑誌は館外に持ち出さない。
- (5) 館内において飲食等の行為を禁止する。

第6条 館外貸し出しは次の定めによるものとする。

- (1) 開館日には図書の貸し出し許可を願い出ることができる。返却は貸し出し日より2週間以内とする。
- (2) 貸し出しするには係員に申し出て、身分証明書を提示して、パソコンで手続きをする。
- (3) 貸し出しは各人10冊以内とする。
- (4) 貸し出し中の図書は決して他人に転貸してはならない。

第4章 補 償

第7条 閲覧又は貸し出し中の図書を汚損または紛失した場合は、同一の図書を弁償しなければならない。ただし、同一のものが入手できないときはこれに相当する金額を弁償しなければならない。

第5章 罰 則

第8条 貸し出し期限を経過したものに対しては延滞金を徴収する。その金額は1冊につき1日経過するごとに10円とする。

第9条 本規定に著しく違反した者に対しては図書館責任者は退館を命じ、または一定の期間入館を禁止することができる。

大牟田学園中高一貫コースの名称について

学校法人 大牟田学園

第2代理事長 圓 佛 誠 孝

大牟田学園中高一貫コースの名称を「誠進コース」とします。

「誠進（せいしん）」とは、「誠心進学」のことであり、また、「誠実（本学園三綱領の一つ）を旨として進取の気概を持つ」の意でもあります。孔子は「中庸」において、誠に極めて大切なものとし「誠は物の終始なり。誠ならざれば物なし。」と述べています。進学は上級学校に進むという意味のほか、に学問に進み励むという意味もあります。誠心は真心のことです。生徒が真心を持つ誠実な人間に成長し、進取の気概を持って勉強に、諸活動に取り組むことを願った名称といってもいいでしょう。以上のようなことから人格形成を基本に据え、学力の養成もその一環であるとの理念に基づく本学園の中高一貫コースの名称としてふさわしいと考え命名する次第です。

緊急連絡用『QRコード』について（携帯電話利用による）

大牟田高等学校では、緊急連絡用に、『QRコード』を設定しています。台風襲来などの緊急時には、携帯電話にて下記の『QRコード』または『緊急連絡用携帯アドレス』でアクセスして頂ければ迅速な情報伝達ができますのでご利用ください。

大牟田高等学校



<http://www.omuta-hs.jp/mobile/>